

成年後見 センターだより

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

令和4年12月1日発行

第21号

もっと知りたい！ 任意後見制度



ひとり暮らしで、親族は遠方・・・。認知症になったら、ヘルパーの手配や財産管理を誰かにお願いできないかしら・・・。

持病で入退院をすることが増えてきた・・・。

入退院や将来の施設入所の手続きを自分一人でやっていくには不安がある。お願いできる人がいてくれると安心するんだけど・・・。



任意後見制度の利用をしたいけれど、誰に頼んだらいいの？親族？専門家？

身近に専門家の知り合いはいないし、相談できる人もいないの・・・。



◆任意後見制度って？

認知症や病気などによって判断能力が低下すると、施設入所・入院に関すること、財産管理に関する事務、定期的な収入・支出や支払いの管理など、日々の生活に必要な契約事務ができなくなります。

その時に備えて、あらかじめお願いしたい人と内容を取り決めておき、公正証書による契約として、任意後見契約を締結します。

元気なうちから

「自分らしい生き方を自分で決める」
それが任意後見制度です

今号では、実際に任意後見制度を利用するときの流れに沿って、制度の説明をします。

任意後見制度に関心はあるけれど、どこから始めていいかわからない…という方、ぜひご覧ください！！



任意後見制度 利用までの流れ

① 誰と任意後見契約を結ぶか考える

成人であれば、親族、友人、専門職など、あなたが信頼できる誰とでも任意後見契約を結べます。（破産者、本人と訴訟関係にあるなど法律でふさわしくないと定めている人を除きます）

契約ですので、相手の方の了解が必要です。

※任意後見制度について、詳しく知りたい場合は、成年後見センターでご案内しています。

友人？
姪？
弁護士？



② 任意後見契約の内容を考える

介護や生活面の手配、財産の管理など何を手伝ってほしいのか、報酬はいくらにするかなどを任意後見受任予定の方と相談し、契約内容を検討・合意します。

合わせて、見守り契約、財産管理委任契約、死後事務委任契約を結ぶかどうか、また公正証書遺言を作成するかどうかを検討します。

見守り契約：判断能力の低下がないか、定期的に確認する契約

財産管理委任契約：判断能力は十分でも身体状況により、財産を管理してもらう契約

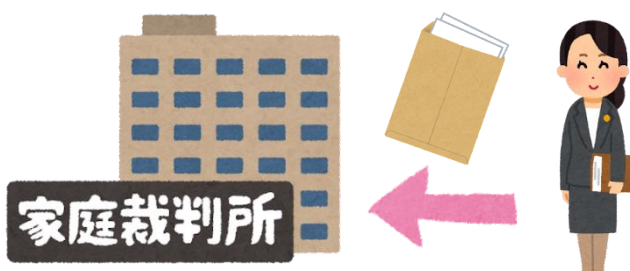
死後事務委任契約：葬儀、納骨、清算、身辺整理等、亡くなった後の事務を委任する契約

③ 公証人立会いのもと、任意後見契約を締結する

②で決まった内容で、公証人立会いのもと、任意後見契約 公正証書を作成します。

※この時点では、まだ任意後見人ではなく、任意後見受任者です。

④ 本人の判断能力が低下したら、 任意後見受任者等が家庭裁判所へ 「任意後見監督人選任申立」をする



令和〇〇年〇月〇日

任意後見契約公正証書

本職は、委任者（以下「甲」という。）及び受任者（以下「乙」という。）の囑託により、令和〇〇年〇月〇日、次の法律行為に関する陳述の要旨を録取してこの証書を作成する。

（契約の趣旨）

第1条 甲は、乙に対し、任意後見契約に関する法律に基づき、甲が同法第4条第1項所定の要件に該当する状況における甲の生活、療養看護及び財産管理（以下「後見事務」という。）に関する事務を委任し、乙はこれを受任する。

（効力発生の日）

第2条 本任意後見契約（以下「本契約」という。）は、甲について任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる。

（任意後見監督人の選任）

第3条 本契約の締結後に、甲が任意後見契約に関する法律第4条第1項所定の要件に該当する状況とな

公正証書

正本

⑤ 任意後見監督人が選任され、 任意後見人の活動が開始！

スタート



Q 任意後見人ができること、できないことって何ですか？

任意後見人ができるのは、以下の①②のうち、任意後見契約で決めた内容

- ①介護や生活面の手配 ⇒ 生活・医療・介護・福祉にかかわる契約
- ②財産の管理 ⇒ 預貯金や不動産等の管理、年金の管理、生活費の支払い等

任意後見人のできないこと（①～③は親族として行う事はできます）

- ①医療行為の同意、②保証人や身元引受人になること、③食事の世話や実際の介護
- ④結婚や離婚、養子縁組などの手続き



Q 任意後見制度を利用するとき、いくらかかるのですか？

①任意後見契約までにかかる費用

★任意後見契約書 2～3万円程度

（公正証書作成料、謄本費用、登記手数料等）

※公正役場以外の場所でも手続きが可能です。

その場合、追加で1.5～3万円程度（公証人日当、加算料金、交通費等）が必要です。

②任意後見契約後にかかる費用

★任意後見監督人選任申立の費用 1～2万円程度

（医師の診断書、収入印紙・郵券、住民票等）

★任意後見人の報酬：契約で定めた額

※専門職の場合、月2～5万円程度（財産によります）

※親族が無報酬で受任するケースもあります

★任意後見監督報酬：家庭裁判所が定めた額

※月1～3万円程度（財産によります）

チェック！

記載の金額は、参考値です。「契約」なので、内容をよく確認しましょう！

Q 亡くなった後の葬儀、埋葬、家財の片づけを任意後見人に頼めますか？

任意後見契約は被後見人が亡くなった時点で契約が終了します。任意後見受任予定者等とあらかじめ死後事務委任契約を結ぶか、他の制度で備えましょう。

豆知識

★あんしん居住制度：葬儀（火葬）の実施、残存家財の片付けのサービスなどが提供される制度。
公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
TEL 03-5989-1784

詳しくは
こちら



Q 知人に任意後見人を頼み、了解を得たのですが、このあとどのように手続きを進めればいいですか？

まずは、お近くの公正役場でご相談ください。

任意後見契約の内容を、依頼主と任意後見受任予定者で決め、公証人立会いのもと、任意後見契約公正証書を作成します。

新宿区内の公正役場を、4面でご紹介しています！

新宿区内の公証役場

新宿区内には3つの公証役場があります。どの公証役場でも任意後見の相談、任意後見契約の締結ができます。ご相談を希望の方は、必ず事前に予約をしてから行くようにしてください。

高田馬場公証役場

新宿区高田馬場 3-3-3
NIAビル 5階
TEL 03-5332-3309



新宿公証役場

新宿区西新宿 7-4-3
升本ビル 5階
TEL 03-3365-1786



新宿御苑前公証役場

新宿区新宿 2-9-23
SVAX新宿B館 3階
TEL 03-3226-6690



予告

任意後見講座のお知らせ

任意後見制度に関する講座を令和5年3月に開催する予定です。制度の仕組み、利用の流れなどを分かりやすく解説します。任意後見制度について、もっと詳しく知りたいという方はぜひご参加ください。詳細を随時発信していきますので、詳しくはQRコードをチェックしてください！



新宿社協の活動やお知らせを発信しています。

新宿社協 公式 SNS



Facebook



LINE



Twitter

Facebook、Twitter 情報全般を不定期で発信

LINE は毎月1日、15日発信

新宿区成年後見センターのご案内

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

(新宿区社会福祉協議会内)

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

【開庁時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時(祝日除く)

※ 新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。

